

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア
オフィスからの報告IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクターたけむら みつひろ
竹村 光広

はじめに

本稿では、2016年10月から12月までのIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの主な活動を紹介します。

オフィス5周年に向けた活動レビュー

10月12日から14日までインドのデリーで開催されたIFRS財団評議員会に出席し、アジア・オセアニアオフィスのこれまでの活動報告及び今後の活動計画を、3つの戦略目標、すなわち、日本のIFRS適用促進、アジア・オセアニア地域への支援、そして地域のリサーチセンターを目指してのリサーチ活動に分けて説明しました。IFRS財団の評議員からは、まず、日本のIFRS適用企業数が、2012年10月のオフィス開設時と比べて大きく増加していることにたいへん満足しているとのフィードバックをいただきました。日本におけるIFRS適用企業数の増加は、金融庁を始めとする日本の関係者の皆様の努力によるものです。IFRS財団の評議員会は、満場一致で、日本のIFRS適用促進のためにアジア・オセアニアオフィスが今後も引き続き日本の関係者をサポートしていくこと

に賛成しました。

アジア・オセアニア地域への支援及びリサーチ活動に関しては、オフィスの常勤スタッフが4名という限られた人数ではありますが、最大限の成果を出していることに理解が示されました。評議員の中には、アジア・オセアニアオフィスは日本のIFRS適用促進だけで十分な役割を果たしているという寛容な意見の方もいましたが、基本的には今後もアジア・オセアニア地域への支援やリサーチ活動も継続する方針に変更はありませんでした。アジア・オセアニア地域の支援とリサーチ業務をさらに発展させるため、活動内容をどのように見直すべきかに関して様々な意見が話し合われました。最終的には、アジア・オセアニアオフィスの活動に関するアンケートを地域の関係者を対象に実施し、それに基づいて、オフィスの機能分析と事業計画の見直しを行うことになりました。アジア・オセアニアオフィスの活動に関するアンケートは、2016年末から実施され、その結果は2017年2月にパリで開催される評議員会で報告されました。

財務情報利用者との交流

11月15日と16日に東京でアジア・コーポ

レートガバナンス協会（ACGA）の年次総会が開催され、世界各国から多くの機関投資家など財務諸表利用者が来日されました。アジア・オセアニアオフィスも、この機会をとらえて、ACGA 年次総会に出席された機関投資家とのミーティングに参加し、日本の開示制度に関する意見をヒアリングしました。また、ACGA の懇親会にも参加し、世界の代表的な機関投資家と直接意見交換しました。アジア・オセアニアオフィスは、これまで、投資家にとって有用な財務情報の提供という観点から IFRS 基準の適用促進活動を実施してきましたが、ACGA メンバーとの意見交換を通じて、企業のコーポレートガバナンスという観点から IFRS 基準の財務報告が果たす機能や役割というものの重要性がわかりました。今後、アジア・オセアニアオフィスの活動を計画する際に、そのような観点も考慮に入れていきたいと考えています。

12月5日には、定期的に開催している財務諸表利用者との勉強会の番外編として、長文型監査報告書を題材とした勉強会を開催しました。この勉強会には、企業開示に興味のある財務諸表利用者グループに加え、企業のコーポレートガバナンスに興味がある財務諸表利用者グループ、企業の経理担当者、公認会計士のほか金融庁職員など50名近くの方が参加され、オフィス開設以来の「満員御礼」となりました。この勉強会では、冒頭、英国財務報告委員会（FRC）のポール・リー氏に電話でご参加いただき、英国で長文型監査報告書が導入された経緯などをご説明いただきました。また、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の理事であった、あずさ監査法人の関口智和氏にもご参加いただき、長文型監査報告書制度の内容や財務報告基準との関係、各国での導入状況などをご説明いただきました。これまで長文型監査報告書は、監査報告書の形式やそこで報告される情報の有用性の議論のように考えていました

が、リー氏や関口氏の説明を聞いて、それが企業のコーポレートガバナンス改革の一環であることがわかりました。すなわち、長文型監査報告書は、そこに書いてある情報が重要なだけでなく、それを通じて監査法人が企業やその利害関係者と対話し、説明責任を果たしていくことが重要であることがわかりました。参加した財務諸表利用者からは、日本で長文型監査報告書が導入されることを支持する意見が多く聞かれました。

アジア・オセアニア活動

11月29日と30日にニュージーランドのウェリントン市で、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）の年次総会が開催されました。また、その前日28日にはAOSSGのワーキンググループ会合が開催されました。アジア・オセアニアオフィスからは筆者とスタッフ1名の合計2名がこれらの会議に参加しました。

28日のワーキンググループ会合では、例年3～4つのテーマで国際会計基準審議会（IASB）との意見交換が行われますが、今年は概念フレームワークに的を絞った意見交換となりました。IASBがリース会計など主要なプロジェクトを2016年に終了させましたので、ワーキンググループで取り上げるトピックも減少しているように感じられました。

11月29日と30日のAOSSG年次総会本会議は、いくつか特徴的な点がありました。まず、1つ目がリサーチプログラムに対する各国の取組みです。IASBの大型プロジェクトの数が減ってきていますので、AOSSGの活動もそれを反映して大型プロジェクトへの意見発信が減り、その代わりにリサーチ・プログラムへの取組みが増えているようです。例えば、資本の

特徴を有する金融商品プロジェクトでは、オーストラリアがリーダーシップを取って各国の実務の実態を調査し、その結果を踏まえて AOSSG メンバー及び IASB と意見交換しました。共通支配下の企業結合プロジェクトでは香港が上場企業の財務情報を分析して、実務における共通支配下の企業結合の類型化を試みました。マレーシアはイスラム金融に関する会計処理の実態調査を行い、それを簡潔明瞭にプレゼンテーションしました。また、日本の企業会計委員会 (ASBJ) はマイナス金利の影響に関する考察を発表しました。このように、AOSSG メンバー各国が実態調査を中心とした自主的なリサーチ活動に取り組んでおり、今回の会議では、その実質が格段に充実してきたような印象を受けました。

次の特徴的な点としては、小グループに分かれてのグループ・ディスカッションが導入されたことです。今回の会合では、開示イニシアティブと公正価値測定をテーマにした2つのグループ・ディスカッションが行われ、各グループのディスカッション結果をグループリーダーが全体セッションで発表しました。筆者のグループでは、ベトナムやフィリピン、マレーシアなど東南アジアの農業国の方が参加していたので、公正価値測定のグループ・ディスカッションで、IAS 第41号「農業」に基づいて生物資産を公正価値測定する際の実務問題について、英語で、しかもかなりしっかりとした議論が行われました。

3つ目の特徴として、IASB の副議長に新たに選任されたスー・ロイド理事が活躍したことが挙げられます。ロイド副議長は、今回の AOSSG 会議の開催国であるニュージーランド出身です。IASB 理事就任前は IASB のシニア・テクニカル・ディレクターを務めていましたので、基準設定に関する技術力にも長けています。また、英語でのプレゼンテーション能力

にもたいへん定評があります。今回の AOSSG での活躍からも、今後、フーガーホースト議長とタッグを組んで世界の基準設定上の問題を積極的に取り組んでいかれることが期待されます。また、アジア・オセアニア地域出身の副議長として、アジア・オセアニア地域の声をロンドンに伝えていくために大きな役割を果たされることが期待されます。

テクニカル活動

テクニカル活動に関しても、いくつか重要な進展がありました。

まず、11月のIASB会議で基本財務諸表プロジェクトの発表が行われました。アジア・オセアニアオフィスのスタッフも、ロンドンのスタッフと一緒に会議での発表の準備を手伝いました。

次に、12月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) で法人所得税に関する開示の改善が取り上げられました。アジア・オセアニアオフィスのスタッフは、法人所得税リサーチ・プロジェクトでの経験を生かして、どのような開示の改善を投資家が望んでいるのか、事前にロンドンの ASAF 担当スタッフに対して助言を行いました。

最後に、12月に某日本企業から IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」に関する質問を受けたので、アジア・オセアニアオフィスでは、その問題をロンドンの IFRS 解釈指針委員会担当スタッフと検討し、最終的に、その会社から IFRS 解釈指針委員会へのサブミッションに繋げました。この論点は、今後、IFRS 解釈指針委員会で議論される予定です。

その他の活動

10月初旬に保険会計のフィールドワークを手伝いました。

10月19日に京都の同志社大学に出張し、学部生及び大学院生向けに、IASBの適正手続(デュー・プロセス)に関する講義を行いました。

12月14日には教育研修委員会にオブザーバーとして参加しました。

おわりに

2016年を振り返り、年の前半はこれまでの業務の継続として順調に成果を出すことができました。例えば、アジア・オセアニア地域の活動として1月にAOSSGメンバーを東京に招待し、最新の基準設定トピックに関するワークショップを開催しました。5月にはIASB会議でAOオフィスがメインで担当している法人所得税プロジェクトのリサーチ結果を発表することが出来ました。日本におけるIFRS適用促進に関しても、IFRS適用企業数が順調に増えました。

順調であった前半に比べ、年の後半は試行錯

誤の連続でした。ASAFの重要性が増したため、地域からの意見発信はASAF中心で行うことがIASBの基本方針となりました。そのため、オフィスに期待されている地域からの意見発信という機能と、ASAFの機能とをどのように調整するかを議論するのに多くの時間を費やしました。また、2015年アジェンダ・コンサルテーションの結果、IASBの作業計画が大きく変更されたため、それに合わせてオフィスの活動をどのように変更するかの検討にも多くの時間を費やしました。10月にインドで開催されたIFRS財団評議員会では、アジア・オセアニアオフィス5周年に先立って、その活動のレビューと今後の活動計画の見直しが話し合われました。オフィスを取り巻く環境が変化する中、アジア・オセアニアオフィスの活動を見直すちょうど良い機会となりました。

年の後半に苦労した甲斐があり、年の終わりにこそは少しずつ新しい活動計画のアイデアができてきました。年が明け、年末から実施しているオフィスの活動に関するアンケート結果ができ上がってきました。これらのアンケート結果も考慮して、アジア・オセアニアオフィスの新事業計画を作成する予定です。日本の関係者の皆様には引き続きご支援ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。